

【前期第9問】

甲(当時 64 歳)は平成 18 年 9 月 18 日の午後 11 時 20 分ごろ、「A プラザ」の屋外喫煙所の外階段で喫煙し、屋内に戻ろうとしたところ、A および B と一緒にいた V(当時 76 歳)から「ちょっと待て。話がある。」と呼び止められた。甲は以前も V より因縁をつけられ、暴行を加えられたことがあり、今回も因縁をつけられ殴られるのではないかと感じたものの、呼びかけに応じて、共に上記屋外喫煙所の外階段西側へ移動した。

甲は同所において V からいきなり殴りかかれ、これをかわしたものの、付近のフェンスまで押し込まれた。両名がもみ合いになっているところに A、B が接近してきたため、甲は 1 対 3 の関係にならないように、A らに対し、「おれは、やくざだ!」「てめえらぶざけんよ」などと述べ威嚇した。そして、V を離すようにしながら、その顔面を 1 回殴打した。すると、V はその場にあったアルミ製灰皿(直径 20cm、高さ 65cm の円柱形をしたもの)を持ち上げ、甲へ投げつけた。甲が同灰皿を避けながら態勢を崩していた V の顔面を右手で殴打すると、V は頭部から落ちるように転倒して、後頭部をタイルで敷き詰められた地面に打ち付け、あおむけに倒れこみ、動かなくなった。(第 1 暴行)

V は「ちきしょう、よくもやりやがったな...」と言いながら立ち上がり、さらに応戦しようとしたものの、頭部を強く打ち付けたことにより意識が朦朧としていたため、立ち上がることができずに倒れこんでいたが、これを見た甲は、上記状況を十分認識の上で「おれを甘く見ているな。俺に勝てるとも思っていたのか。成敗してやる。」などと言い、腹部等を足蹴りにし、また、足で踏みつけるなどして暴行を加えた。(第 2 暴行)(なお、この暴行中に、第 2 暴行開始時にまだかろうじて意識のあった V は完全に意識を失うに至った。)

その後、V は近くの病院に搬送されたが、第一暴行に起因する頭部打撲による頭蓋骨骨折に伴うクモ膜下出血によって死亡した。なお、第 2 暴行によって V は肋骨骨折等の傷害を負った。

甲の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁平成 20 年 6 月 25 日第一小法廷決定